

## 建設業許可について

【Q 1】業種追加の申請における手数料は、1業種につき5万円ですか。

【A 1】業種追加の場合、何業種であっても1回の申請につき5万円です。

【Q 2】一般建設業と特定建設業の両方を更新する場合、手数料は5万円ですか。

【A 2】違います。一般と特定は書類上1つにまとまっていますが、各々別の申請と見なされるため、一般更新5万円、特定更新5万円の計10万円必要です。

【Q 3】専任技術者は現場の主任技術者または監理技術者になることが出来ますか。

【A 3】専任技術者は営業所に専任を求められるため、現場の主任技術者等を兼任することは原則認められていません。

ただし、下記の要件を全て満たす場合は、特例として兼任が可能となります。

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ②工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制にあること。（工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度であること）
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④当該工事の専任を要しない主任技術者等であること。

②に関しては例えば稚内市内の営業所の専任技術者が、札幌や利尻島など、明らかに近接していない現場での主任技術者は認められません。（概ね常識の範囲内で、現場と営業所が2時間程度の距離を想定しています。）

④の専任を要する工事とは、請負金額が ~~3,500万円~~（~~建築一式の場合は7,000万円~~）**4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円：令和5年1月1日施行）**以上の公共性のある建設工事のことです。（公共性のある工事とは、戸建て住宅を除くほとんどの工事が該当します。）

以上のことを踏まえて、正しい技術者配置を行って下さい。（このことは一人親方、個人事業主も含まれます。）

【Q 4】経営管理責任者（経営者）は現場の主任技術者等になることが出来ますか。

【A 4】建設業法上、経営者に主任技術者等の禁止が明確に規定されてはいません。

ただし建設業法の解釈上、経営者も専任技術者と同じく営業所での常勤が原則であることから、現場配置時には上記【A 3】にある特例条件を求められます。

【Q 5】身分証明書、後見等登記事項証明書はどこで発行できますか。

【A 5】身分証明書は本籍のある自治体役場で発行下さい。

後見等登記事項証明書は、窓口交付での最寄りは旭川地方法務局、郵送であれば東京法務局で発行下さい。

【Q 6】専任技術者の住民票は必要ですか。

【A 6】現在、提出書類で住民票は必要なくなりました。

【Q 7】様式第12号は経管者の役員も必要ですか。

【A 7】経管者は様式第7号において常勤役員等の証明書を作成するため、経管者は様式第12号を作成する必要はありません。

【Q 8】専任技術者は社内の技術者全員を記載する必要がありますか。

【A 8】専任技術者とは、営業所において工事契約等に係る技術的な判断を専門とする者が担います。会社規模において一人で行うこともあれば、複数人で行うこともあると考えられるため、自社の業務内容を鑑みて適切に専任技術者を配置し、届け出をして下さい。

また、【A 3】にあるとおり専任技術者は原則、現場の主任技術者等と兼任は出来ません。そのため、複数人で同業種の専任技術者として届け出を行っている際に、その全ての専任技術者が原則、現場に出ることが出来なくなります。

加えて、例えば土木一式の専任技術者が、とび・土工の現場での主任技術者等になることも原則出来なくなりますので注意して下さい。

(ただし、【A 3】にあるとおり特例として主任技術者との兼任は可能です。)